# 広聴広報経営会議の設置について

#### 1 目的

広聴広報事務の総合的・効果的な推進を図るため、広聴広報事務規程の 一部を改正し、広聴広報経営会議を設置する。

なお、この設置に伴い、広聴広報会議を広聴広報経営会議の下部組織に 位置付ける。

### 2 構成員

委員長:副区長副委員長:教育長

委員:区長室長、企画部長、総務部長、区民生活事業本部長、

健康福祉事業本部長、環境まちづくり事業本部長

# 3 検討事項とその取扱い

下記の広聴広報事務の基本方針に関する事項を検討する。

検討した事項・方針等については、区長に報告するとともに、広聴広報 会議により、実務的な課題を調整のうえ、具体化を図る。

- (1) 当初予算のプレス発表および重要な区政情報の報道発表に関すること。
- (2) 区民等と区長との懇談、つどいに関すること。
- (3) 重要な区政情報の区報・区公式ホームページ等への掲載に関すること。
- (4)全庁における適切な広聴処理のあり方に関すること。
- (5)委員長が特に必要と認めた事項

# 4 事務局

区長室広聴広報課を事務局とする。